

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 8 月 28 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
瀬戸市	1 者	駒前町 227 番 1
春日井市	3 者	桃山町二丁目 376 番ほか 2 筆
犬山市	7 者	五郎丸東二丁目 15 番ほか 23 筆
小牧市	1 者	池之内道木 53 番 1 ほか 10 筆
稲沢市	5 者	清水寺前町 45 番ほか 50 筆
豊明市	2 者	沓掛町川部 96 番 3 ほか 2 筆
清須市	1 者	一場福島 48 番 1 ほか 3 筆
愛知郡東郷町	3 者	大字諸輪字尼ヶ根 69 番ほか 2 筆
丹羽郡大口町	3 者	秋田二丁目 219 番 1 ほか 13 筆
丹羽郡扶桑町	3 者	大字山那字宮東 20 番ほか 8 筆